

徳島県と株式会社ノバケアとの介護・フレイル予防に関する連携協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ノバケア（以下「乙」という。）は、次のとおり介護・フレイル予防に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な連携を図り、徳島県における介護・フレイル予防に関する取組を協力して推進することにより、県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）介護予防及び健康増進に係る地域特性の調査分析及び将来予測に関すること。
- （2）地域特性に応じた介護・フレイル予防に係る有効政策の研究に関すること。
- （3）県内市町村への調査協力依頼及び情報提供に関すること。
- （4）その他、前条に定める目的の達成に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報交換及び協議を行い、必要に応じて県内市町村と連携が図られるよう努めるものとする。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める事項に係る取組の一部を、乙の責任で、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出た場合は、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲及び乙のいずれかから相手先に対し書面による特段の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（機密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づく取組で得られた情報について、市町村を特定可能な情報とともに第三者に開示する場合は、事前に当該市町村の承諾を得ることとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保管する。

令和6年5月17日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事

後藤田 正純

乙 東京都港区東新橋2丁目18番4-1207号
株式会社ノバケア
代表取締役

岡本 茂雄